

一体的実施、ハローワーク特区等の取組の充実策(事務局検討結果)

資料3

改善意見

対応案の概要

【一体的実施、ハローワーク特区】

① 一体的実施・特区の実施期間の延長

② 国の意思決定の迅速化

※国との調整に時間とを要するとの指摘

③ 就職実績等の積極的な情報提供

※施設によって情報提供の内容・頻度が十分でない

④ 一体的実施における国の就職に関するサービスの更なる拡大

※ 雇用保険、職業訓練受講指示、障害者就労支援、求人受付も加えるべき。

⑤ ハローワーク特区の実施個所拡大

1. 希望する都道府県の手挙げ方式による実施個所増

2. 県内複数又は圏域全体のハローワークで実施

⑥ ハローワーク特区の内容充実

1. 実験的な取組や地域事情を背景とした自治体からの提案を試行すべき

2. 移管と同様の実施体制で地方が業務を行う

【ハローワークの求人情報のオンライン提供】

① 提供される求人情報の数・内容の充実

1. 求人企業に対し、地方への求人情報の提供を促進

2. ハローワーク職員用端末と同等の情報の提供

② 地方の開拓した求人情報の反映

事業を継続。

地方自治体から要望があった際、できる限り現場で判断する、要望の様式を定め、本省に協議し回答に要する期間を設定するなど、対応をスキーム化して迅速化。

少なくとも月一回、要望に応じて迅速・確実にハローワークの就職実績を提供。

実施体制の確保等が必要であることから、それぞれの一体的実施施設からの要望に応じて、個別に検討し対応。

1. 特区における指示権の効果を踏まえ、さらなる検討が必要。

2. 特区の実施自治体から具体的な要望を聞いて対応。

1. 特区の実施自治体から具体的な要望を聞いて対応。例えば、開庁時間の延長等について、行政ニーズ等を考慮しつつ、意見を聴いたうえで対応を検討。

2. 地域を限定した地方移管そのものであり、さらなる検討が必要。

1. 求人事業主の意向確認の徹底を図るとともに、実績が低いハローワークには個別に状況確認を実施するなど、取組の徹底を図る。

2. ハローワーク職員用端末は個人情報や秘匿性の高い情報を取り扱っており、同様の内容をそのまま地方自治体に提供することは困難だが、個別の事案に応じて検討し、対応。

地方自治体が受け付けた求人情報についても、ハローワーク求人情報システムに反映。

上記のうち、対応の方向性が出たものについては、可能なものから速やかに実施する。また、現在行われている一体的実施及び特区施設のみで対応するのではなく、今後一体的実施等を開始した施設においても同様の扱いがなされるよう、統一した方針とし、周知を図る。

対応案	
総論	検討の結果、対応の方向性が出たものについては、 可能なものから速やかに実施する。また、現在行われている一体的実施及び特区施設のみで対応するのではなく、今後一体的実施等を開始した施設においても同様の扱いがなされるよう、統一した方針とし、周知を図る。

	改善意見	対応案	
		方向性	具体的な対応案
1 一 体 的 実 施	(1)期間の延長 一体的実施については「3年程度」(アクション・プラン)、ハローワーク特区については「当分の間」(特区協定に関する厚生労働省令)とされているが、それぞれ成果を上げているが、課題もあることから、ハローワークの地方移管が実現するまでの間、取組を継続するべきである。	全国的に対応	<ul style="list-style-type: none"> ・一体的実施事業等は、多くの取組で目標をほぼ達成している。また、利用者、労使及び実施自治体からも高く評価されており、各地域での必要な事業として機能しているため、当該事業を継続する。
	(2)国の意思決定の迅速化 ハローワーク特区や一体的実施では、利用者の立場に立って、運営の改善や施設内のルールの統一などのため、国と協議を行ってきたが、地方自治体から見ると機動性に欠ける面がある。これは、国は厚生労働本省-都道府県労働局-ハローワークという重層構造であり、ハローワーク、都道府県労働局だけでは判断できずに協議が長期化することもあるためであると考えられるが、国の意思決定の迅速化を図り、地方自治体からの提案に速やかに対応するべきである。 また、国が地方自治体からの提案を受け、実現が不可能と判断した場合、国は明確な根拠を示すこととするべきである。	全国的に対応	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治体から都道府県労働局への要望があった際の対応について、予算や法令上の問題があるなど、本省においても検討が必要なもの以外は、案件に応じて労働局又はハローワークにおいて判断する。 ・要望の標準様式を作成した上で、標準処理期間を設定するなど、全国統一的にスキーム化することで意思決定を迅速化する。また、実現が不可能な場合は、地方に対しその根拠を明確に提示する。 ※標準様式を策定するにあたっては、地方自治体へ事前に相談する。
	(3)一体的実施におけるハローワークの就職実績の情報提供 一体的実施における成果把握、進捗管理をリアルタイムで行うことができるよう、ハローワークが行う職業紹介による就職決定者の男女・年代などの属性別人数や個人別の就職状況などの詳細な情報を毎月速やかに地方自治体に提供するなど、積極的に対応するべきである。	全国的に対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ハローワークが行う職業紹介による就職決定者の男女・年代などの属性別人数や個人別の就職状況などの情報について、自治体の求めに応じ、少なくとも月1回提供する。(提供する情報の内容については、国において提供可能な情報を示し、個々の施設の行政目的に応じて必要となる情報を地方から聞いた上で、個別に対応する。) ・県内の雇用情勢のデータ等については、国において提供可能な情報を示し、地方からの要望に応じて積極的に提供する。 【関連する論点】 ハローワークの求職申込書を利用者登録票として共通様式化(裏面で個人情報共有の同意欄を設ける)し、求職申込書の個人情報を共有化するとともに、自治体側に迅速・確実に就職実績を提供する。また、あらかじめハローワークの求職申し込みがなされている場合は、一体的実施施設や特区施設において、本人の同意を取った上で、ハローワークの求職票に記載されている情報を自治体側に提供する。

	改善意見	対応案	
		方向性	具体的な対応案
1 一 体 的 実 施	(4)一體的実施における国の就職に関するサービスの更なる拡大 一體的実施の対象とする国の就職に関するサービスについて、雇用保険、職業訓練受講指示、障害者就労支援、求人受付も加えるべきである。利用者数等から客観的に判断してハローワークの正規職員の配置が困難な場合、インターネットを活用した遠隔での受付、ハローワークOBの嘱託職員等としての配置も検討すべきである。	地方からの個別の要望に応じて対応	<ul style="list-style-type: none"> ・実施体制の確保等が必要であることから、それぞれの一体的実施施設からの要望に応じて、個別に検討し対応する。 <p>1. 雇用保険業務については、行政処分を伴うため正規職員による業務実施が必要である。平成24年4月1日から京都府、平成27年7月21日から鳥取県においてモデル実施を開始したため、その結果や求職者等のニーズを踏まえて実施方法等を検討し、対応する。</p> <p>2. 職業訓練受講指示については、地方自治体より要望があり、職業訓練受講により就職可能性が高まる求職者が多く、ハローワーク本所から距離がある、場所の確保が可能等の場合は、巡回等により対応する。</p> <p>3. 障害者就労支援及び求人受付については、地方自治体から要望があり、相当の利用者が見込まれ、ハローワークから距離がある、場所の確保が可能等の場合は対応する。</p> <p>【関連する論点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一體的実施の中で県や委託先の民間企業が職業紹介を行うには仕切りを隔てて行うか、別室で行う必要があるとの意見があるが、これを緩和すべきとの意見については、平成27年3月31日に学識経験者等からなる「雇用仲介事業等に関する検討会」の検討を開始しており、「規制改革実施計画」(平成27年6月30日閣議決定)に基づき、平成28年夏までに取りまとめを行うこととしており、今後改善策を検討する。
2 ハ ロ ー ワ ー ク 特 区	(1)期間の延長 (再掲) 一體的実施については「3年程度」(アクション・プラン)、ハローワーク特区については「当分の間」(特区協定に関する厚生労働省令)とされているが、それぞれ成果を上げているが、課題もあることから、ハローワークの地方移管が実現するまでの間、取組を継続すべきである。	(再掲) 全国的に対応	(再掲) 一體的実施事業等は、多くの取組で目標をほぼ達成している。また、利用者、労使及び実施自治体からも高く評価されており、各地域での必要な事業として機能しているため、当該事業を継続する。
2 ハ ロ ー ワ ー ク 特 区	(2)ハローワーク特区の実施箇所拡大 一體的実施で課題とされている、任命権者・指揮命令系統を異にすることによる、施設内のルール統一や意思疎通、調整等の問題の解消のため、ハローワーク特区について、全国2か所での実施に留まらず、希望する都道府県の手挙げ方式により、実施箇所を増やすべきである。	更なる検討が必要	<ul style="list-style-type: none"> ・特区の手挙げ方式による実施箇所の拡大については、特区における指示権の効果はどうなものか、等の観点から、更なる検討が必要である。
	特区の施設を県内1か所に限定せず、複数又は県域全体のハローワークで実施できるようにするべきである。	地方からの個別の要望に応じて対応	<ul style="list-style-type: none"> ・県内で複数又は全域で実施することについては、埼玉県及び佐賀県から具体的な要望を聞いて対応する。

	改善意見	対応案	
		方向性	具体的な対応案
2 ハローワーク特区	(3)ハローワーク特区の内容充実 ハローワーク特区でも課題とされている、既存の法令・予算の変更などを伴う取組に措置を講じることができないという問題の解消のため、ハローワーク特区制度の一層の充実を図り、実験的な取組や地域事情を背景とした提案であれば、都道府県知事による都道府県労働局長への指示権だけでなく、既存の法令・予算の変更などを伴う取組も含め、希望する都道府県の意向により試行できるようにするべきである。	地方からの個別の要望に応じて対応	<p>埼玉県及び佐賀県から具体的な要望を聞いて対応する。例えば、開庁時間の延長等の要望については、引き続き地方自治体の意見を聴いたうえで、行政ニーズ等も考慮しつつ、対応を検討する。</p> <p>【関連する論点】 特区制度を見直し、特区実施箇所のハローワークについては、既存の法令・予算の変更などを伴う取組も含めるとともに、職員用端末を県が使用できるようにするなど、移管に向けて、試行的に移管と同様の実施体制で地方が業務を行う状況を作るべきとの意見があつたが、これは地域を限定した地方移管そのものであり、更なる検討が必要である。</p>
	(再掲) (4)国の意思決定の迅速化 ハローワーク特区や一体的実施では、利用者の立場に立って、運営の改善や施設内のルールの統一などのため、国と協議を行ってきたが、地方自治体から見ると機動性に欠ける面がある。これは、国は厚生労働本省-都道府県労働局-ハローワークという重層構造であり、ハローワーク、都道府県労働局だけでは判断できずに協議が長期化することもあるためであると考えられるが、国の意思決定の迅速化を図り、地方自治体からの提案に速やかに対応するべきである。 また、国が地方自治体からの提案を受け、実現が不可能と判断した場合、国は明確な根拠を示すこととするべきである。	(再掲) 全国的に対応	<p>(再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方自治体から都道府県労働局への要望があつた際の対応について、予算や法令上の問題があるなど、本省においても検討が必要なもの以外は、案件に応じて労働局又はハローワークにおいて判断する。 要望の標準様式を作成した上で、標準処理期間を設定するなど、全国統一的にスキーム化することで意思決定を迅速化。また、実現が不可能な場合は、地方に対しその根拠を明確に提示する。 <p>※標準様式を策定するにあたっては、地方自治体へ事前に相談する。</p>
3 オンライン提供	(1)ハローワークに求人登録しようとする求人事業主に対し、「求人情報のオンライン提供」について十分説明し、地方自治体への求人情報提供を希望するよう促すべきである。また、希望があったにもかかわらず、事務処理の誤りによって、地方自治体への求人情報の提供がされなかつた事例もあり、事務取扱について徹底すべきである。	全国的に対応	自治体向けに提供する求人情報の全体の求人に占める割合は、制度開始時(H26.6)の17.5%から72.7%(H27.8)となり向上している。一方、自治体への提供割合が「60%未満」のハローワークが一定数あるなど、ハローワークごとに差がある状況であるため、今後も一層公開区分の確認徹底を図るとともに、実績が低いハローワークには個別に状況確認を実施し、取組の徹底を図る。
4 その他	(2)求職者に最適な求人を紹介するため、ハローワーク職員用端末と同等の情報内容を地方自治体に提供すべきである。このうち次の項目については職業紹介を行いうに当たって特に必要性が高い情報があるので、速やかにオンライン提供する情報の内容に加えるべきである。 <ul style="list-style-type: none">求人事業所情報(ハローワークが求人開拓を行う過程で求人事業主に取材した、求人票には記載されていない情報(詳細な労働条件や採用条件等))事業所指導記録相談記録、被保険者情報(被保険者としての履歴)	地方からの個別の要望に応じて対応	<ul style="list-style-type: none"> 職業紹介については、カウンセリング技法や多様な職種情報を踏まえて行なわれるものであるため、システム上で情報共有すれば直ちにマッチングが可能となる位置づけのものではないが、個別に相談があれば事案に応じて検討し、対応する。 しかしながら、ハローワークの職員用端末においては、各種の個人情報や秘匿性の高い情報(各企業の法令等違反状況、助成金等受給状況)を取り扱っており、同様の内容をそのまま地方自治体に提供することは、個人情報の管理上の問題や企業の正当な競争を妨げる恐れがある等の問題があり、困難である。また、これらの情報のうち、秘匿性の高い情報を除外してオンライン提供する場合、システム改修が必要であり、費用対効果を踏まえると、実施は困難である。
	(3)企業に対して最適な人材を紹介するため、地方自治体が受け付けた求人情報についてもハローワーク求人情報システムに反映できるようにするべきである。	全国的に対応	<ul style="list-style-type: none"> 地方自治体が受け付けた求人情報についても、ハローワーク求人情報システムに反映する。 地方公共団体が求人を受け付ける場合に、ハローワークの求人申込書と同等の情報を取得できるよう、様式を共有するなどの工夫を行う。
	地方自治体が行う無料職業紹介事業を民間とは明確に異なる公的な性格を持つものであり、国に準ずるものとして法律に位置付けるべきである。	更なる検討が必要 3	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)に基づき検討。